

蜜蜂を飼育する皆様へ

蜜蜂（ミツバチ）飼育届の提出について



平成25年1月1日に養蜂振興法が改正され、飼育届の対象者が次のとおり変更となりました。

届出が必要な方は、毎年1月中に裏面の飼育届を最寄りの家畜保健衛生所に提出してください。



○届出が必要な方

- 1 養蜂業者の方
- 2 趣味で蜜蜂（西洋蜜蜂、日本蜜蜂）を飼育する方
- 3 花粉交配用蜜蜂を通年飼育する方

※ 届出には手数料はかかりません

○届出が不要な方

- 1 野生の日本蜜蜂を観察し、当該蜂群からのみ採蜜する方
- 2 花粉交配用として交配期間のみ飼育する方



※飼育に当たっての留意点

蜜蜂の病気には、家畜伝染病に指定されている「腐蛆病（ふそびょう）」があります。

飼育者は家畜伝染病予防法に基づき家畜保健衛生所が実施する腐蛆病検査を毎年受検しなければなりません。

検査に当たっては、予め家畜保健衛生所に連絡して下さい。

窓 口	担当係	電 話
群馬県米麦畜産課（お問い合わせ窓口）	畜産環境係	027-226-3114
中部家畜保健衛生所（届出）	防疫第一係	027-288-0371
西部家畜保健衛生所（届出）	防 疫 係	027-362-2261
吾妻家畜保健衛生所（届出）	衛生防疫係	0279-75-2240
利根沼田家畜保健衛生所（届出）	衛生防疫係	0278-24-3888
東部家畜保健衛生所（届出）	防 疫 係	0276-45-2041